

山口県報

令和6年
3月29日
(金曜日)

目 次

○規則

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）……………



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十四号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則（昭和四十五年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第四十九号様式の表を次のように改める。

別記第四十九号様式の注1中「及び個人の市町民税」と、「個人の市町民税及び森林
県境税」に改める。
別記第五十号様式の注1中「及び市町民税」と、「市町民税及び森林県境税」に改め
る。

別記第五十一号様式中「によって市町が選付し、又は充当した」と「により市町が選
付した」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第
四十九号様式の規定は、令和六年度分として決定した個人の県民税に関する報告から
適用し、令和五年度分として決定した個人の県民税に関する報告については、なお従
前の例による。

3 改正後の規則別記第五十一号様式の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民
税に係る徴収取扱費の額の算定について適用し、令和五年度分までの個人の県民税に
係る徴収取扱費の額の算定については、なお従前の例による。